

古物営業法の一部改正に伴う 申請・届出方法の変更について

〈変更日:令和2年4月1日〜〉

～ 許可申請 ～

○ 申請先

主たる営業所(営業所がない場合は住所又は居所)の所在地を管轄する警察署

- ※ 群馬県以外の都道府県内に営業所を設ける場合でも、古物商の許可申請は、主たる営業所を管轄する公安委員会で許可を受ければ足ります。
その場合でも、他の都道府県に設ける営業所の名称・所在地・管理者等は、許可申請書に記載する必要があります。

○ 申請書の様式

県警ホームページの「手続き・申請」→「古物営業関係手続」
→「古物営業許可申請」に掲示します。(4月1日〜)

- ※ 従来の申請書とは様式が変更となっています。

◎ 許可申請のイメージ図

下記のイメージ図は、群馬県以外の都道府県にも営業所がある場合を想定していますが、群馬県内にのみ営業所がある場合も考え方は同じです。

◎ 株式会社警察商事(本社:前橋市大手町)

- | | | |
|-------------------|--------|-------|
| 〈群馬県〉 | 〈栃木県〉 | 〈茨城県〉 |
| ・前橋支店
(主たる営業所) | ・宇都宮支店 | ・水戸支店 |
| ・高崎支店 | ・佐野支店 | ・土浦支店 |
| | ・足利支店 | ・古河支店 |



主たる営業所の所在地を管轄する前橋警察署に許可申請書を提出し、関係する全ての営業所を許可申請書に記載する



群馬県公安委員会から許可を受ければ、それぞれの営業所で古物営業が可能となる